

錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成25年7月22日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長 宿利原勝吉

会長代理 近川 正人

委員 2番 鈴 一磨

〃 3番 東郷 輝昭

〃 4番 木原 光郎

〃 5番 厚ヶ瀬博文

〃 6番 黒瀬 正

〃 7番 牧原 昇

〃 8番 鍋 康博

〃 9番 樋渡 俊信

〃 10番 平原 栄

〃 12番 貫見 和洋

〃 13番 鮫島 廣幸

〃 14番 猪鹿倉昭雄

〃 15番 落司 順一

〃 16番 畠中 正秋

〃 17番 寺田 郁哉

〃 18番 安水 義文

〃 19番 徳永 哲朗

〃 20番 基 岸澄 欠席届有り

欠席委員 20番 基 岸澄

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第15号 農地法第3条許可申請について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議長 只今より平成25年度第4回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

今日は、基委員から欠席の届けがありました。委員20名中19名の出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に12番貫見委員と13番鮫島委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。
「議案第15号 農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号 「農地法第3条許可申請について」 説明します。
まず、農地法第3条許可申請受付番号9号の譲渡人は T・T さん K市在住の方です。一方、譲受人は T・M さん S自治会の方です。この申請は、贈与による所有権移転となっています。申請地は、
神川字東大久保4053番21、地目は台帳、現況ともに畑、地積は、2,343㎡です。

譲受人の Tさんの経営規模は、世帯員2、労働力2で、年間従事ができるよう記載があり、農用地面積は自作地20,543㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。甘藷、水稻を主に経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機、軽トラックとなっています。
この農地は、永年、Tさんが耕作してきたとのこと。担当調査委員は13番の鮫島委員です。

次に、受付番号10号と11号は関連がありますので、続けて説明します。
受付番号10号の譲渡人は I・T さん T自治会の方です。一方、譲受人は、本年4月に設立された株式会社 I さんで、農業を目的とする事業所として登記されています。また、農業生産法人としての4つの要件を備えています。代表取締役社長も I・T さん となっています。この申請は、I・T さんが個人所有する農地を 株式会社 I と賃借権契約を結ぶものです。申請地は、
・神川字諏訪ノ前377番、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、4,132㎡
次が、神川字下牧949番1、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、3,476㎡
次が、神川字下牧974番、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、3,309㎡
次が、神川字前目2123番1、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、8,572㎡
次が、神川字久見迫2174番1、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、4,730㎡
で、5筆の合計は、24,219㎡となっています。

受付番号11号の譲渡人は I・K さんで、Tさんの息子さんですが、Tさんの住居に隣接する敷地に居住されています。
Tさんと同様に、Kさんが個人所有する農地を 株式会社 I さんと賃借権契約を結ぶものです。Kさんも株式会社 I の取締役になっています。申請地は、
・神川字前目2099番1、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、1,689㎡
次が、神川字前目2104番1、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、2,335㎡
次が、神川字前目2104番3、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は、1,957㎡
で、3筆の合計は、5,981㎡、8筆の合計は、30,200㎡となっています。

株式会社 I の構成員である T さん、K さん及びその家族は、そのまま農作業に従事することになっています。

株式会社 I が自社所有する農業機械はありませんが、構成員が所有するトラクター、軽トラックを借用することとしており、茶園管理等については、I さん、K さんがそれぞれ構成員であった任意の共同利用組織である T を脱会し、新たに株式会社 I として構成員となり、その権利を継承することで、機械の共同利用者となるようです。

担当調査員は、7 番の牧原委員です。

次に、受付番号12号について説明します。

譲渡人は I・T さん K自治会の方です。一方、譲受人は K・Kさん K自治会の方です。この申請は、斡旋による売買が成立し、所有権移転するものです。申請地は、
・神川字北鶴2661番、地目は台帳、現況ともに田、地籍は491㎡
となっています。

譲受人のK・Kさんの経営規模は、世帯員4、労働力4で、年間従事ができるよう記載があり、農用地面積は自作地8,734㎡、小作地1,366㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。野菜、水稻を主に経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、乗用田植機となっています。

担当調査委員は19番の徳永委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、鮫島委員から順次、調査報告をお願いします。初めに、13番鮫島委員をお願いします。

13番
鮫島委員

説明をいたします。受付番号9号の分でございます。

7月11日、事務局立会いの下に、現地確認調査をいたしました。場所は、S集落からH集落に抜ける道路沿いの畑でございます。

譲渡人のTさんと譲受人のTさんは、親戚関係ということで、20数年前に贈与されており、今回名義の方を直されるということでございます。

Tさんは高齢ではありますが、水稻並びに野菜等を作っておられる方でございます。

何ら問題はないのではないかと思います。審議の方をよろしく願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。つぎに、7番牧原委員の報告をお願いします。

受付番号10号と11号は、関連がありますので、いっしょに報告をお願いします。

7番
牧原委員

ご報告いたします。

受付番号10号、11号。これは今回、Iさんに農業法人としての土地所有ということで、I・TさんとKさんが所有する茶畑なんですが、それをIの方に賃貸借するというので、事務局から説明があったとおりでございます。

3条申請に係わる世帯員、労働力、農地の管理、これらはすべてクリアされていて、何ら問題はないと思われま。

よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。つぎに、19番徳永委員の報告をお願いします。

19番
徳永委員

受付番号12号について説明いたします。

この売買斡旋ですが、譲渡人のIさんの方に伺ったところ、かなり自分の家から遠いということで、規模縮小したいという斡旋申込みです。

譲受人のKさんは、この北鶴の田んぼのすぐ近くに自分の田んぼがあるということで規模拡大希望で売買が成立したところです。

譲受人のKさんの方は、両親と息子さんがいるんですけども、Kさんは両親と野菜作りなどをされています。Kさんは今のところ兼業農家ではありますけれども、両親が管理もきちっとされており問題はないかと思います。

ちなみに、売買単価は畝の12万円で、売買価格は60万円で話がついております。

何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、受付番号9号から12号までについて、質問、異議等はありませんか。

事務局 補足ですが、10号と11号のIさんの契約ですが、これは、農地法第3条による賃貸契約で、契約期間は、10年間ということで平成25年8月1日から平成35年7月31日までの契約になります。

4番
木原委員 賃貸契約の金額はどのくらい。

事務局 金額の方は一応、反当3万円ということでされるようです。総額は、農地面積ではなくて、茶園の実面積で計算されると思います。総額が実際いくらになるかは、調査してなかったです。

4番
木原委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

18番
安水委員 12号のI・T君とK・Kさんの話で、I・T君の規模縮小で売買されているのですが、I・T君の方は小作地があって、これは、利用権設定はされていないのですか。もし、これが規模拡大で入っているのであれば……

事務局 この小作地は畑です。シキミをされている関係で。ですから今回売買するところは田んぼでして、Iさんが経営されているものと違うので、問題はないかと思って、そのまま受理しました。

議長 他にありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。「議案第15号農地法第3条許可申請について」を採決します。お諮りします。議案第15号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第15号農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第16号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。まず、受付番号39号から46号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第16号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」説明いたします。

初めに受付番号39号は、貸し人がT・Yさん、K市在住の方です。申請地は、
・馬場字鳥井戸上306番1、現況地目は田、地積は、583㎡です。
貸付期間は平成25年8月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、10a当り5,000円です。

借り人は、農事組合法人Nさん、M町に拠点を置く法人です。経営規模は、構成員8、従事者数24、自作地46,300㎡、小作地97,600㎡で、主に大豆、野菜、飼料作物等を生産されています。農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン2台、耕うん機4台、草刈機10台となっています。

担当調査委員は、1番の近川委員です。

次に、受付番号40号については、貸し人が、M・Iさん K自治会の方です。申請地は、

・城元字道ノ迫2477番1、現況地目は畑、地積は、1,706㎡です。
貸付期間は平成25年8月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、2年目から10,000円です。

借り人は、S・Kさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力3、雇用10、自作地35,374㎡、小作地88,203㎡で、主に、茶、甘藷を経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター5台、ハーベスタ、4tトラック、2tダンブ、軽トラックとなっています。

担当調査委員は、2番の鈴委員です。

次に、受付番号41号については、貸し人が、O・Kさん S自治会の方です。申請地は、

・神川字下榎木迫1512番1、現況地目は畑、地積は、10,956㎡のうち7,000㎡です。

貸付期間は平成25年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は、210,000円です。

借り人は、有限会社 Jさん、R自治会にあります。経営規模は、構成員3、従業員9、自作地39,696㎡、小作地116,651㎡で、茶を専門に経営されています。農業機械等の所有状況は、2tトラック4台、軽トラック4台、乗用摘採機3台、乗用防除機2台、乗用中刈機2台、小型ショベル2台となっています。

担当調査委員は、15番の落司委員です。

次に、受付番号42号から45号については、借り人、貸し人ともに同一ですので、続けて説明します。

この4筆の貸し人は、I・Tさん、K市在住の方です。申請地は、
42号が、城元字竹下1601番1、現況地目は田、地積は、2,103㎡

43号が、城元字久保下1624番1、現況地目は田、地積は、346㎡

44号が、城元字坪内683番1、現況地目は畑、地積は、459㎡

45号が、城元字坪内683番2、現況地目は畑、地積は、424㎡

で、4筆の合計は、3,332㎡となります。小作料は全部で10,000円です。

貸付期間は、平成25年8月1日から平成28年12月14日までとなっています。

借り人は、K・Hさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力3、自作地4,718㎡、小作地5,051㎡で、水稻、馬鈴薯、インゲン等を生産されています。農業従事日数は、280日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕うん機、管理機となっています。

担当調査委員は、15番の落司委員です。

次に、受付番号46号については、貸し人が、S・Fさん Y自治会の方です。申請地は、

・馬場字地荒神ノ下2381番1、現況地目は田、地積は、1,419㎡です。

貸付期間は平成25年8月1日から平成30年12月14日まで、小作料は42,000円です。

借り人は、株式会社 Tさん、K自治会にあります。経営規模は、構成員2、雇用21、小作地38,795㎡で、水稻、葉ネギを営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター3台、トラック3台、乗用防除機、草払い機6台、田植え機、コンプレッサーとなっています。

担当調査委員は、17番の寺田委員です。 以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、近川委員から順次、調査報告をお願いします。初めに、1番近川委員をお願いします。

1番 近川委員

ただ今、事務局の方から説明がございましたが、全ての要件はクリアしていると思っておりますが、土地の利用も十分されております。

農業機械についても問題ありません。意欲と能力は十分ございまして、作業についても何ら問題はないと思っております。

終わります。

議長 ありがとうございます。 つぎに、2番鈴委員の報告をお願いします。

2番鈴委員 たびたび出てくるS・Kさんでございますが、認定農家でもございますし、農地の利用も非常に良くなされておりますし、何ら問題はないと思います。終わります。

議長 ありがとうございます。 つぎに、15番落司委員の報告をお願いします。受付番号42号から45号についても、続けて説明をお願いします。

15番落司委員 この J さんでございますけれども、茶を専門的にやっておられまして、今ここにありますように、構成員3名、従業員9名というような形の中で、一生懸命頑張っていると思います。農地も良く管理されており、何ら問題はないと思います。

次のK・Hさんでございますけれども、新規就農者でございまして、今、畑、田んぼ等を借りられまして、面積を拡大していらっしゃる所でございます。親と一緒に農業をされておりまして、農機具等は自分では持っていらっしゃいませんけれども、親が持っていて、それを使用しているということでございまして、畑等も良く管理されて、何ら問題はないと思われま。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。 つぎに、17番寺田委員の報告をお願いします。

17番寺田委員 受付番号46号の譲受人の T さんは、ご承知のとおりちよくちよく出てくるわけですが、利用権を設定するに当たり必要な要件はすべて満たしていると思いますので、何ら問題はありません。終わります。

議長 ただ今、受付番号39号から46号までについて、それぞれの担当委員から調査報告がありました。質問、異議等はありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。「議案第16号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号39号から46号についてを採決します。

お諮りします。議案第16号のうち受付番号39号から46号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第16号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号39号から46号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、A委員の退室を求めます。
(A委員：退室)

引き続き、議案第16号のうち受付番号47号から49号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 受付番号47号から49号について説明します。

この案件は、親子間による使用貸借の申請です。

貸し人の A・SさんとA・Hさんは、A自治会で隣接して居住されています。申請地は、

47号が、馬場字宮下1823番1、現況地目は田、地積は、719㎡

48号が、馬場字宮下1840番1、現況地目は田、地積は、728㎡

49号が、神川字ビバ7917番2、現況地目は畑、地積は、3,127㎡

で、3筆の合計は、4,574㎡となります。

貸付期間は、平成25年8月1日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

担当調査委員は、6番の黒瀬委員です。 以上です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありました。担当調査委員の報告をお願いします。

6番 | それでは報告いたします。受付番号47号から49号ですけれども、今事務局から説明がご
黒瀬委員 | ざいましたとおり、Sさん、Hさんは親子でございます。Hさんについては、皆さんがご
| 存知のとおり N委員さんでもございます。
| 彼については、皆さんも認めるとおり、水稻、タバコ、茶を大々的に耕作されている方
| でございます。全ての要件もクリアし、何ら問題はないと思います。
| 皆さんが認めるとおりの素晴らしい方でございますので、ひとつよろしく願いいたし
| ます。

議 長 | ただ今、担当委員から調査報告がありました。受付番号47号から49号について、質
事務局 | 問、異議等はありませんか。
| 補足します。
| 農業者年金の関係で、他の農地はすべてHさんに名義を変えてらっしゃんですが、こ
| の農地だけが名義が変わってなかったの、今回利用権を結ぶところであります。

議 長 | 何かありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。「議案第16号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定によ
| る農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番
| 号47号から49号についてを採決します。
| お諮りします。議案第16号のうち受付番号47号から49号については、原案のとおり許
| 可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第16号農業経営基盤強化促進法第13条第
| 4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請につい
| て」のうち受付番号47号から49号については、原案のとおり許可することに決定しまし
| た。
|
| ここで、A委員の入室を求めます。
|
| （ A委員：入室）
|
| 以上で平成25年度第4回錦江町農業委員会定例総会の附議事項を終了いたします。

会長

12番

13番

議事録調整者 折久木まり子